

2022年1月24日

各 位

会 社 名 株式会社テンポスホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 森下 篤史  
(JASDAQ・コード2751)  
お問い合わせ先  
役職・氏名 取締役グループ管理部長 森下 和光  
(電話番号 03-3736-0319)

## (開示事項の一部変更) 当社子会社取締役及び従業員に対する譲渡制限付株式(報酬)としての自己株式の処分に係る譲渡制限付株式割当契約の概要の一部変更について

2022年1月12日に公表いたしました「当社子会社取締役及び従業員に対する譲渡制限付株式(報酬)としての自己株式の処分に関するお知らせ」(以下「2022年1月12日付開示」)の内容に一部変更がございますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 変更の理由

当社は、2022年1月12日付開示に記載のとおり、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社子会社の取締役1名及び従業員42名(以下「対象従業員等」といいます。)に対して金銭(報酬)債権合計11,867,520円ひいては譲渡制限付株式(報酬)としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)として当社の普通株式5,298株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することを決議し、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員等との間で、「<譲渡制限付株式割当契約の概要>」に記載された内容を含む譲渡制限付株式契約を締結することといたしました。

今般、対象従業員等が万が一死亡した場合であっても、生前の当社グループへの寄与に報いる趣旨から、対象従業員が万が一死亡した場合の取扱いを変更することといたしましたので、以下のとおり「<譲渡制限付株式割当契約の概要>」の一部を変更いたします。

なお、下記「2. 変更の内容」に記載している変更箇所を除き、2022年1月12日付開示における「1. 処分の概要」、「2. 処分の目的及び理由」及び「3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」の記載内容に変更はありません。

### 2. 変更の内容

変更箇所は下線を付しております。

#### 【変更前】

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員等が、譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、当社は、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員等が、譲渡制限期間中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、次のとおり定める本割当株式につき、譲渡制限を解除する（なお、計算の結果1株未満の端数が生じた場合には、小数点以下第一位を四捨五入するものとする。）。

- ① 地位喪失が払込期日から2024年2月27日までに生じた場合 本割当株式の0%
- ② 地位喪失が2024年2月28日から2025年2月27日までに生じた場合 本割当株式の50%
- ③ 地位喪失が2025年2月28日から2026年2月27日までに生じた場合 本割当株式の60%
- ④ 地位喪失が2026年2月28日から2027年2月27日までに生じた場合 本割当株式の70%

## 【変更後】

### （2）譲渡制限の解除条件

対象従業員等が、譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、当社は、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員等が、譲渡制限期間中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該雇用期間満了）その他当社取締役会が正当と認める理由（対象従業員等の死亡は当該理由に含まれないものとする。）により当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、次のとおり定める本割当株式につき、譲渡制限を解除する（なお、計算の結果1株未満の端数が生じた場合には、小数点以下第一位を四捨五入するものとする。）。

- ① 地位喪失が払込期日から2024年2月27日までに生じた場合 本割当株式の0%
- ② 地位喪失が2024年2月28日から2025年2月27日までに生じた場合 本割当株式の50%
- ③ 地位喪失が2025年2月28日から2026年2月27日までに生じた場合 本割当株式の60%
- ④ 地位喪失が2026年2月28日から2027年2月27日までに生じた場合 本割当株式の70%

また、対象従業員等が、譲渡制限期間中に死亡したことにより当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合には、当該喪失の直後の時点をもって、当該対象従業員等が保有していた本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

以 上